

戻りの国民健康保険被保険者証について

Your Health insurance card has been returned.

令和5年10月1日よりお使いいただく国民健康保険被保険者証（保険証）を、簡易書留郵便で送付しましたが、当課に戻っております。

1、2いずれかの方法でお受け取り下さい。

1 国保資格係（電話 03-5744-1210）までお電話ください。国民健康保険被保険者証を住民登録地に再送致します。

2 窓口でのお受け取りを希望される場合は、下記のものをお持ちいただき、大田区役所4階11番窓口または特別出張所窓口にお越しください。窓口にお越しいただいた際には、国民健康保険証・高齢受給者証交付申請書にご記入をお願い致します。なお、保険料に滞納がある場合には、大田区役所4階13番窓口へお越しください。

記

- ① この通知文
- ② 申請者の本人確認資料いずれか一点（顔写真が貼付された有効期限内のもの）
 - ・ 個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、住民基本台帳カード等
- ※ 住民登録上別世帯の代理人が窓口にお越しいただく場合は、上記①に加え、代理人の本人確認資料及び代理権の確認資料も必要です。
 - ・ 法定代理人（成年後見人、未成年者の親権者等）の場合
 - 登記事項証明、戸籍謄本、その他その資格を有することの証明書
 - ・ 任意代理人の場合
 - 世帯主からの委任状

※ 本通知の到着前に保険証がお手元にある場合は、行違いですのでご了承ください。

すでに国民健康保険以外の社会保険等に加入している場合、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

【連絡先】

大田区国保年金課国保資格係
電話 03-5744-1210（直通）

【納付相談】

大田区国保年金課国保料収納担当
電話 03-5744-1697（直通）